

きざりのたもと

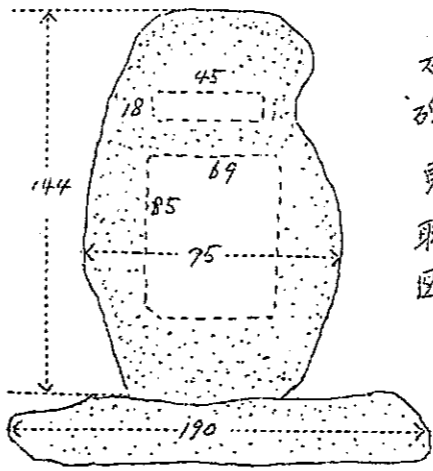
NO.113
月刊

第十一号 雑誌 昭和四十二年十一月一日発行 (非売品)
岡山県都窪郡吉備町東町三三三字垣方
吉備観光協会

○ 道路改修碑 (その二)

改修されたのは御大典を記念して施行されたのであるが、この御大典というは天正十五年十二月十五日今上天皇の御大典正天皇が四十八歳で崩御なされたのが皇太子であった裕仁親王が五歳で践祚された。それより年号を昭和と改元され、自三年に御即位式の御大典公挙行になつたのである。大正天皇は明治天皇の御子にして身体がすぐれ、今上天皇は早くから攝政につかかれていたのである。

石碑 見取図



碑文をものせる平松直太は明治廿年六月七日庄村下庄三三番地平松左右工門の子として生れ、岡山師範学校を卒業して撫川の学校に教鞭をとり、後ち西大寺、總社の高等女学校に轉じ、昭和十九年六月十四日四十八歳で病にかかり卒した。この書は直太が三十五歳の筆である。直太の妻は同族平松政馬太の長女にして事実上妻の平松家を結んだのである。

平松氏畧系

平松治平

明治廿二年二月廿二日北

政馬太

昭和十九年二月廿日北

喜美野

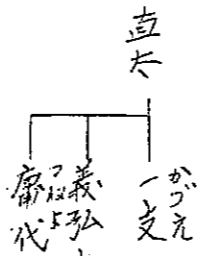
廿日北

養子

平松左右工門

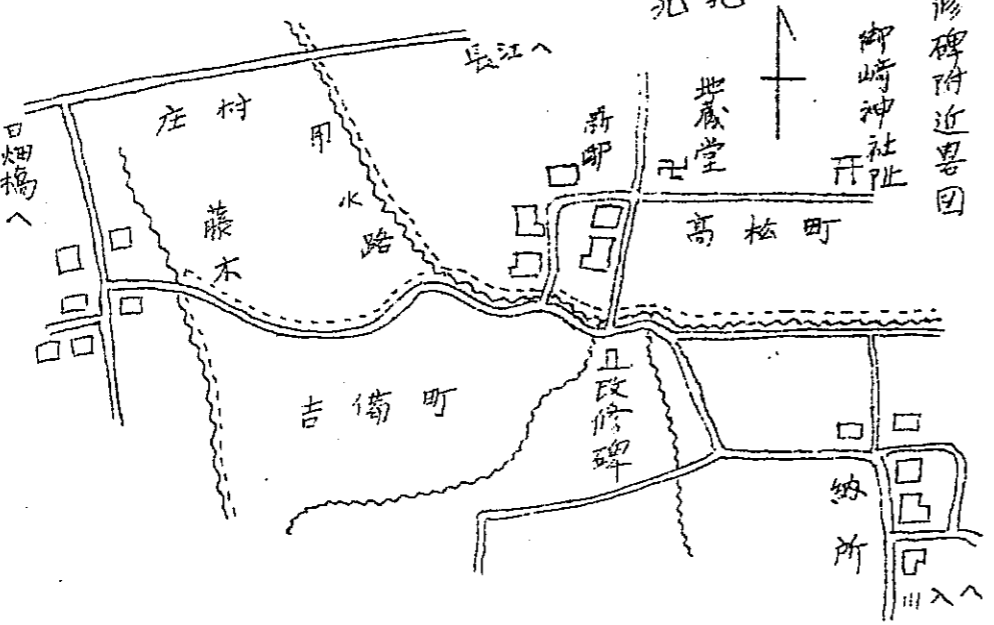
八十二才

直太昭和十九年六月廿日北



(当主)

道路改修碑附近畧図



墓標は庄村宝福寺にある。

一 清光院真然覚道居士 明治廿一年二月廿二日北

一 貞光院覚然妙道大姉 明治廿二年十月十三日北

一 故戸長ヲ勤ム 平松治平

一 広徳院忠貞李道居士

赤沢守吾出 平松左右工門

北清院彼渡清戦前後罹病入天津兵士一病院

以明治廿四年三月三十日没享年三十

一 和光院貞操妙興大姉 明治廿九年十月廿八日北

多津 二十九才

一 盛徳院再算清道居士

淑徳院鶴身妙道大姉 昭和廿三年一月廿一日北

阿佐 七十三才

先生姓平松諱政馬太早清道吉備郡服部村中島氏

次郎ニ男資性温厚篤実幼而好学就大飼松憲池

上恭川学経史及詩文出生平松家為養嗣子小学校在辰三十ヶ年村民頌其德建碑于杖庭後

改蓋粹有切然以疾退臥雨來憐々自適昭和十九年二月一日没享年八十有二歲

昭和廿六年七月 後學 大銅孝平 撰書

一、精徳院清山巻石居士 平福直太 昭和十九年六月十四日没 四十八歳

X 氏神御時神社といふは昔は良御前社といひ創立年月は明かでないが、本社吉備津神社の守護神として祀られた古社であることは間違ない。本社は東北に当り、つまり方位をいふに當るの心を付られた社名である。

納所 新屋敷(新邸)日畑部落の氏神であつたが、明治四十三年四月その筋の命心本社吉備津神社に移しそのあとは遺蹟として残つてゐる。即ち吉備津神社の神苑にある宇嬭神社の建物もこれである。庄村日畑の賜乎龜平夫が保存する良御前社の棟札の寫に

一、享保三戊戌歲(一七一八) 神主吉備津宮神人 榎井内記 藤原友安
奉修造良御前社一字邑里繁榮産子安穩使

七月最上吉日 日畑村 右傳 賜乎龜平夫
高天原系水 右同所 万成又次郎

嘉永七甲寅歲(一八二四) 神主吉備津宮神人 藤原一守心重
奉再建良御前社一字邑里繁榮産子安穩使 (別註)
二月最上吉日 讚州徳院大南任氏御流次郎 大宮兼成 藤原ももん

右之通御座候 日畑村 右傳 賜乎龜平夫
右同所 万成家有政性(姓)
大森喜八郎

享保三年に修復を加え、更に百二十六年頃の嘉永七年に朽壞したので再建したことが窺はれる。吉備津神社に合保したのは、これから五十六年台である。賜乎氏とあるは賜乎龜平夫の祖先である。また万成氏は姓を大森氏と改め永く日畑村の庄屋と勤めていた。現在は大森喜八といひ俳句の師匠として岡山市大供に任じてゐる。

○ 六間川 (その二)

昔高梁川は酒津あたりから、ふたまたにぬかれて内海に注いでいた。南に流れるものを水江川といひ、東に流れるものを酒津川といつてゐた。これはつ徳芳村地方明細帳上の文獻によるものである。この酒津川はいまの瑞んど六間川筋を庭敷に流れ内海に注いでいたようである。

この時代がいつ頃であつたかといふことは知る由もないが大体四百年以前と想像せらる。天正十年織田・毛利両軍が吉備の野に交戦した高松城の水攻の合戦後和睦が成立してこの地方は備前國主宇喜多秀家家の支配下に屬し、その國老岡 豊新守が備中模頭として采配を振り天正十二年頃に酒津の古城址(倉敷市清興寺の丘陵といふ)に登つて地形を極地せしめの家臣千原次郎左エ門勝利を普請奉行として酒津川を堰止めて新しく堤防を築き二十余町歩の水田を開墾した。其後宇喜多氏は開ヶ原の合戦に西軍に敗れて大敗して亡び、東軍にあつて戦功をたてた戸川達安が賀陽、都宇、小田三郡の内に入三万石を領して庭瀬に就封した。それより六十一一年後の寛文三年二代戸川正安の時代になつて川筋は庭瀬地に流れて水板が悪く、農作物に影響を及ぼすので他領主と協謀して大々的改修工事に着手した。即ち西は子位庄(倉敷市)から東は三田(庄村)あたりまで延長八千九百四十四間、

川幅六間に亘つて三ヶ月余を要して悪水接溝を完成した。ついで四年後の同七年には更に三田から妹尾崎(福田村)の川尻迄の延長二千九百二十間の改溝工事を施行したのである。その文獻に

× 六間川開鑿に關する古文書

寛文三卯正月十九日ヨリ四月迄に出来

山南悪水接溝新溝 (悪水川元祖)

一、間敷合八千九百四十四間

町× 百四十九町四間

(道法×四里五町四間)

此人夫二万六千六百八十九人

内四百八十三人 松島 分引

残而 二万六千二百六人

内

老石五千五百二十人

大水接 他領附替 藩石丈役共

此日用銀拾四貫九百三十五匁六分

六千二十四人 子位在湯筋

此日用銀五貫七百九十七匁三分

三千七百八十三人 中之在湯筋助

此日用銀三貫六百四十匁六分

一、銀 拾三貫二百十九匁一分

同年四月に受取ル

× 或十五貫二百十九匁一分

(寛文三卯年より明和ニ酉年迄百二年に成る)

× 寛文七年未三月十日より四月廿四日迄

出来

三田前橋より妹尾崎川尻迄悪水川新堀兼

堀広延堀共

一、間敷二千九百二十間

町×四十八町四十間 (道法一里十二町

四十間)

此に役老万二千九百五十二人七分

銀替合十一貫七百三十八匁四分

内

七百七十五人 川尻境埋人夫

御他領 山地村

五十匁 塩当埋関 同村

一貫四百二十七匁 同 山田村

但夫役老人ニ付御日用 銀一匁宛

一貫三百二十九匁二分 同 栗坂村

八百三十三人 平田溝 三田替溝筋

此日用銀七百九十一匁七分

五十六人 福島溝

此日用銀五十三匁九分

銀合計或拾五貫二百十九匁一分

(但一人ニ付銀九分六厘三毛三四に當る

此米三升一匁八才に當る

納米九斗六升八銀四十匁に當る

下用升×一石一斗二升

但納米ヲ六ニ而割七ヲ掛ケ下用升に成

る

右之代を割升切升ニ付

參拾五匁七分一厘四毛に當る

但一匁ニ米三升三合三勺六才に當る)

米相場の儀御公用帳に相見へ候を以て書

付る

一、銀拾貳貫目 寛文三年二月に受取ル

五六

但 右 同断

八貫百五十七匁二分 御領分

但老人ニ付御日用銀八分宛(此米二升)

(納米九斗六升 銀 五十匁替

子甲升 ×老石一斗二升

右之代を割升切石に付四十四匁六分四厘

三毛に當る

但一匁に付ニ升五合〇八才八毛に當る

但寛文六、七御公用當帳一冊に相成居申

候 同七年米相場見合候處ニ無之候間六

一、暮十一月十二日ノ相場五十匁ト見合候

ニ付是を以て出申候)

一、寛文七未より明和ニ酉迄九十九年に

成る

一、三千百六十一間 三田前橋より新田

但 古水門趾迄の事

一、四百八十間 古橋川上に有之水門室

永亥年(四年)ニ三ノ割八下シ申候

一、二千九百二十間

三田前橋より妹尾崎川尻迄

メ 六千五百六十一間

町メ百九町二十一間

(道法メ三里一町二十一間)

右諸帳面中田村 四兵衛殿ニ有之候明和六
酉年五月に同人より書付指図申候朱書(括
弧)は同年に書込之由に候

間野五兵衛
以上

札、永十文札、永五文札、銀一匁札、銀五分札、銀三分札、銀二匁札の七種である。
永札枚数は十三万二千有枚、その計は三千貫文という。別種には銀札に永字を印記し
て永札に当てたものがある。この枚数は四万三千三百八十四枚で、合計は四百拾八貫
十四文である。

銀札は枚数詳でないが、此銀は計百七十八貫七百六十九匁五合である。永というは
昔支那の明朝時代(十五世紀)三代の皇帝成祖の永樂年間(1413-1424)に鑄造された永樂錢の畧
稱である。永樂錢は円形の扁平で中央に四角の穴があり周圍に永樂通宝の四字を刻ん
でいる。我國へは足利氏の室町時代に渡來して通用錢になつた。最初はその一貫文を
金一匁に替えたので武家の間に永錢と稱せられ金錢とがブレる名目としたのである
知行高にも永錢の稱を用い、何貫何百文といつてゐる。これを分錢の法といつてゐる
即ち一貫の地は凡そ十石に當る(後には五石とされた)これが永錢と呼ぶ起りである

實際の永樂錢の通貨は約二百年続いたが、慶長十一年になつて徳川家康の命令で流通
界から姿を消し、火此に替つて寛永通宝が鑄造されるに至つたのである。これら
通貨も明治維新の改革で銀札の通用が停められ銀札は皆錢札に改められ四年の發
藩置限の際藩札は一概に新政府の負債となり老藩とも七月十四日の相場を基準にして
新紙幣と交換したのである。

記録によると藩札の處分は大名二百八藩と旗本八である。そして藩札発行總数は實
に四億一千七十二万二千四百八十四枚であつた。これを新紙幣に換算すれば一千七百
五十四万六千四百一円余になる。

○足守川登川地の紛争事件

吉藩町と福田村の境界をなしてゐる足守川下流の延友地内は川筋が曲折してゐる上に
堤防は低い弱であり永年の間上流から吐出す土砂によつて川床は甚だしく浅くなつて
ゐるので一朝洪水の時は堤防は決壊し人畜の危険があるので去る昭和七年から二年
に亘つて改修工事が施行せられた。その結果延友地内に面積一町九段歩(一、八八
ヘクタール)の登川地が出來た。所が延友出身の岡崎幸次郎とソウ人が東京から震災
に遭つて引揚げて歸したが、この登川地に目をかけて開拓入植のかたちをとつて、時の
福田村長増田敏夫を説いて昭和廿三年頃に岡山県に申請し自己名義に土地の登記をし
たのである。

このことを知つた延友部落ではこれは個人のものでなく部落が所有すべきものである
と主張し、昭和廿四年十一月に岡崎幸次郎を相手として延友部落代表者に岡崎熊次等
五十三名の連署で裁判所へ所有地取消の訴訟を提起した。第一番では延友團の敗訴に

○藩札発行について (その二)

藩札発行にまつての概要はすでに述べた
が、江戸時代には諸藩に於て流通した紙
幣を藩札という。紙札または單に札と稱
し、金銀債及び錢債に交換するので金
札、銀札、錢札等の種類がある。

延慶藩での藩札は枚倉重高が入封して三
年目の元禄十四年に始めて幕府の許可
を得て鑄造せられた。その種類は永百文

を得る鑄造せられた。その種類は永百文

を得る鑄造せられた。その種類は永百文

を得る鑄造せられた。その種類は永百文

を得る鑄造せられた。その種類は永百文

を得る鑄造せられた。その種類は永百文

を得る鑄造せられた。その種類は永百文

を得る鑄造せられた。その種類は永百文

を得る鑄造せられた。その種類は永百文

を得る鑄造せられた。その種類は永百文

を得る鑄造せられた。その種類は永百文

を得る鑄造せられた。その種類は永百文

を得る鑄造せられた。その種類は永百文

を得る鑄造せられた。その種類は永百文

を得る鑄造せられた。その種類は永百文

を得る鑄造せられた。その種類は永百文

を得る鑄造せられた。その種類は永百文

を得る鑄造せられた。その種類は永百文

を得る鑄造せられた。その種類は永百文

を得る鑄造せられた。その種類は永百文

を得る鑄造せられた。その種類は永百文

を得る鑄造せられた。その種類は永百文

を得る鑄造せられた。その種類は永百文

を得る鑄造せられた。その種類は永百文

を得る鑄造せられた。その種類は永百文

を得る鑄造せられた。その種類は永百文

を得る鑄造せられた。その種類は永百文

を得る鑄造せられた。その種類は永百文

を得る鑄造せられた。その種類は永百文

を得る鑄造せられた。その種類は永百文

を得る鑄造せられた。その種類は永百文

を得る鑄造せられた。その種類は永百文

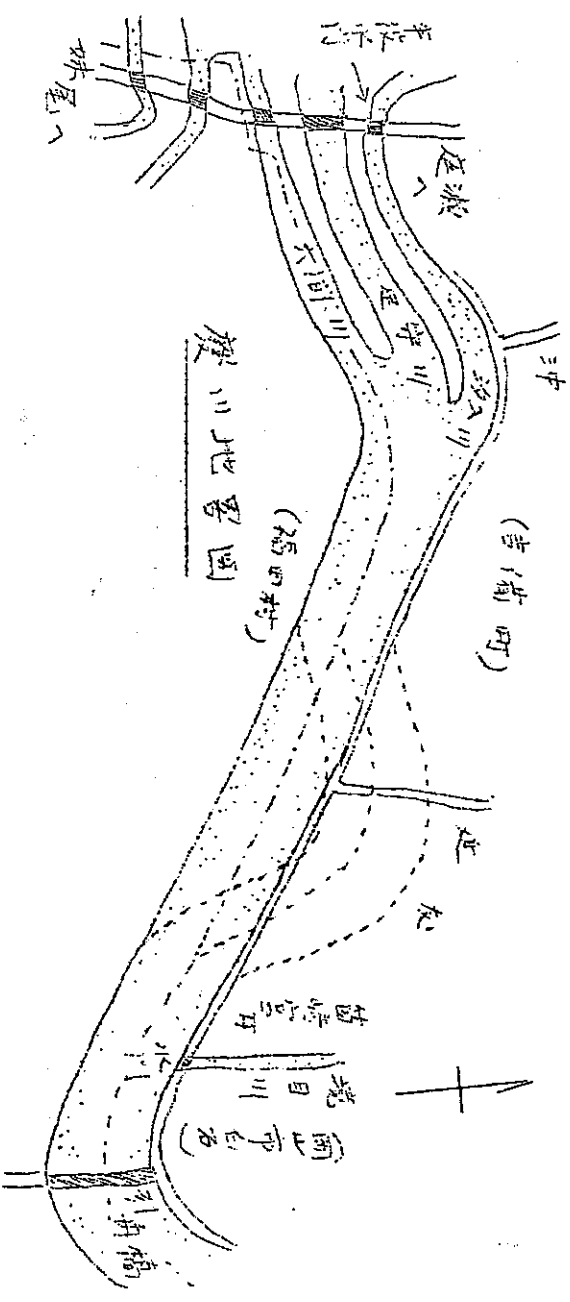
を得る鑄造せられた。その種類は永百文

を得る鑄造せられた。その種類は永百文

を得る鑄造せられた。その種類は永百文

になつたが、この釐り地のなまには一部吉備町側に属する土地もあり訴訟は数十回に亘り高等裁判所まで持込んだが昭和四十年十二月廿八日調停となり相方の訴訟の結果延友持ちとして延友本村から堤防に通ずる新道の西側二段三畝歩(〇・三三ヘクタール)の耕作権が認められ一先づ事件は解決した。

当時訴訟費用は延友側は五十余万円に及んだという。岡崎幸次郎はこの事件の解決を俟たずして昭和廿六年五月十四日七十五才で死した。一方延友部落の代表者岡崎進次は和解後の翌四十一年一月廿日八十三才でこの世を去った。紛争は実に十七年間の永きに亘りとにかく土地所有権の争ひは終り平和な農村によみかえつたのである。



○

御崎神社 (僧侶退祭の由来)

御崎神社は西花尻谷の奥詰った處の山中に鎮座する在任谷部落の氏神である。祭神は吉備津神社の分霊といわれ、この山に於て創立年月は詳かでない。数段の磴道を得て昇ると石灯籠に「天保六年八月造立」と銘がある。それより無銘の石葺表を潜ると左側に「改築記念」と記した石碑がある。銘に

明治四十三年一月一日
 金杉内吉井弥市 同 吉井照太郎 同 近藤政治
 同 江尻文助 同 江尻実五郎 同 矢尾卯三郎
 同 矢尾富次 同 金五内 赤木喜太郎
 總代 矢尾六三郎 難波傳次郎 矢尾福造
 氏子中

とある。神門を潜ると周囲に白壁の土壁をめぐらし右手に寺水鉢がある。銘に「文政五年午年五月日」とある。社殿は本殿、拝殿にわかれている。本殿は流造で本葺瓦屋根である。(おわり)この項未完

書籍・文房具 電話吉備二一九
 有線 八一〇

有限 吉備町庭瀬
 目黒郁文堂書店

吉備タクシ 電話吉備 58.310.535